



福島医発第40号(地)
令和2年4月2日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の金融措置について

今般、日本医師会より、3月10日に政府が公表した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾のうち金融措置について、医療機関が利用可能な主な制度の概要について周知依頼がありました。

(1) 独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応

令和2年3月17日付福島医発第3317号(総)「新型コロナウイルスの蔓延により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について(一部改正)」でご案内しておりますが、独立行政法人福祉医療機構は、新型コロナウイルス感染症により、施設自身の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合において対応すべく、医療貸付事業では、長期運転資金について通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を実施していましたが、別添資料1の通り、当該優遇融資の条件について、貸付利率の引き下げ及び貸付金の限度額等の更なる拡充が行われることとなりました。また、福祉貸付事業についても、経営資金についての優遇措置の拡充を行うこととなりました。なお、福祉医療機構のホームページ(https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)におきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

(2) 信用保証協会によるセーフティネット保証4号・危機関連保証

・セーフティネット保証4号(資料2の4ページ、5ページ参照)

セーフティネット保証4号は、幅広い業種で影響が生じている地域について、売上高が前年同月比20%以上減少等の場合、一般保証(最大2.8億円)とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証する資金繰り支援制度です。去る3月2日に全都道府県が対象に指定されました。

- ・危機関連保証（資料 2 の 4 ページ、6 ページ参照）

危機関連保証は、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置しています。

- （3）日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金による融資支援（資料 2 の 4 ページ、7～11 ページ参照）

日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金は、融資による支援として、無利子・無担保融資、マル経融資の金利引下げ、セーフティネット貸付の要件緩和を実施しています。

なお、「（2）信用保証協会によるセーフティネット保証 4 号・危機関連保証」と「（3）日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金による融資支援」の詳細及びその他の措置につきましては、経済産業省の新型コロナウイルス感染症関連のホームページ（<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>）をご参照ください。また、融資支援制度については、（1）の福祉医療機構の制度と（3）の日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金の制度がありますが、医療機関については、（1）の福祉医療機構の制度の利用が融資条件等で有利となる場合が多いと見込まれることから、検討に際しては、まずは、独立行政法人福祉医療機構の相談窓口（資料 1 参照）（注）に相談されることをお勧めいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

年税第 76 号

令和 2 年 3 月 19 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 小玉 弘之

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾の金融措置について（情報提供）

去る 3 月 10 日に政府が公表した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾のうち金融措置について、医療機関が利用可能な主な制度の概要は以下の通りです。

（１）独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応

令和 2 年 3 月 12 日付都道府県医師会担当理事宛通知文「新型コロナウイルスの蔓延により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）」（年税第 74 号）でご案内しておりますが、独立行政法人福祉医療機構は、新型コロナウイルス感染症により、施設自身の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合において対応すべく、医療貸付事業では、長期運転資金について通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を実施していましたが、別添資料 1 の通り、当該優遇融資の条件について、貸付利率の引き下げ及び貸付金の限度額等の更なる拡充が行われることとなりました。また、福祉貸付事業についても、経営資金についての優遇措置の拡充を行うこととなりました。

なお、福祉医療機構のホームページ

（ https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/ ）におきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

（２）信用保証協会によるセーフティネット保証 4 号・危機関連保証

・セーフティネット保証 4 号（資料 2 の 4 ページ、5 ページ参照）

セーフティネット保証 4 号は、幅広い業種で影響が生じている地域について、売上高が前年同月比 20%以上減少等の場合、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠（最大 2.8 億円）で借入債務の 100%を保証する資金繰り支援制度です。去る 3 月 2 日に全都道府県が対象に指定されました。

・危機関連保証（資料 2 の 4 ページ、6 ページ参照）

危機関連保証は、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比 15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8 億円）を措置しています。

（3）日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金による融資支援（資料 2 の 4 ページ、7～11 ページ参照）

日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金は、融資による支援として、無利子・無担保融資、マル経融資の金利引下げ、セーフティネット貸付の要件緩和を実施しています。

なお、「（2）信用保証協会によるセーフティネット保証 4 号・危機関連保証」と「（3）日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金による融資支援」の詳細及びその他の措置につきましては、経済産業省の新型コロナウイルス感染症関連のホームページ（<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>）をご参照ください。

また、融資支援制度については、（1）の福祉医療機構の制度と（3）の日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・商工中金の制度がありますが、医療機関については、（1）の福祉医療機構の制度の利用が融資条件等で有利となる場合が多いと見込まれることから、検討に際しては、まずは、独立行政法人福祉医療機構の相談窓口（資料 1 参照）（注）に相談されることをお勧めいたします。

（注）沖縄県においては、（1）の制度は沖縄振興開発金融公庫の制度としての対応となりますので、同公庫の相談窓口（本店 融資第一部産業開発融資班、TEL：098-941-1765）に相談されることをお勧めいたします。

つきましては、医療・福祉関係施設の貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

（別添資料）

- 資料 1 独立行政法人福祉医療機構 新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）
- 資料 2 経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（令和 2 年 3 月 19 日 10：30 時点版）（抜粋）

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部
NPO リソースセンター
顧客業務部
大阪支店

新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）

福祉医療貸付事業における新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者に対する経営資金（長期運転資金）及び既往貸付について、取扱いの一部を改正し、以下のとおり対応することとしました。

1. 貸付をご利用される方

当貸付事業の融資対象施設を営んでいる事業者の方であって、新型コロナウイルスの感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障がある方（中長期的に業況が回復することが見込まれる方）。

2. 貸付条件

①福祉貸付事業（経営資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	10 年以内 (5 年以内)
貸付利率	当初 5 年間 3,000 万円まで無利子 3,000 万円超の部分は 0.2% 6 年目以降 0.2%
貸付金の限度額 (無担保貸付)	なし (6,000 万円)

②医療貸付事業（長期運転資金）

	融資条件		
	病院	老健・介護医療院	診療所・助産所 医療従事者養成施設 指定訪問看護事業
償還期間 (据置期間)	10 年以内 (5 年以内)		
貸付利率	当初 5 年間 1 億円まで無利子 1 億円超の部分は 0.2% 6 年目以降 0.2%		
貸付金の限度額 (無担保貸付)	7.2 億円 (3 億円)	1 億円 (1 億円)	4,000 万円 (4,000 万円)

※貸付利率は福祉貸付事業、医療貸付事業とも令和 2 年 3 月 2 日現在のものです。

3. 既往貸付に関するご相談の方

当面 6 か月間の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に応じます。

【融資のご相談】	(東日本)	福祉医療貸付部	福祉審査課	融資相談係	Tel03-3438-9298
		福祉医療貸付部	医療審査課	融資相談係	Tel03-3438-9940
	(西日本)	大阪支店	福祉審査課	融資相談係	Tel06-6252-0216
		大阪支店	医療審査課	融資相談係	Tel06-6252-0219
	(NPO 法人の方)	NPO リソースセンター		NPO 支援課	Tel03-3438-4756
【返済のご相談】		顧客業務部	顧客業務課		Tel03-3438-9939

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

総額1.6兆円規模で徹底的に支援



設備投資・販路開拓

サプライチェーンの毀損等にも対応



経営環境の整備

相談窓口の設置等で経営を下支え



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁
Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネット
マガジンの登録



 e-中小企業ネットマガジン で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁
Twitterのフォロー



 @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



目次

◆ 新着情報	・・・ 2
◆ 経営相談窓口の開設	・・・ 3
第1章 資金繰り支援	
◆ 資金繰り 支援内容一覧	・・・ 4
【信用保証】	
◆ セーフティネット保証4号・5号	・・・ 5
◆ 危機関連保証	・・・ 6
【融資/一般】	
◆ 無利子・無担保融資	
-新型コロナウイルス特別貸付	・・・ 7
-商工中金による危機対応融資	・・・ 8
-特別利子補給制度	・・・ 9
◆ マル経融資の金利引下げ	・・・ 10
◆ セーフティネット貸付の要件緩和	・・・ 11
【融資/生活衛生関係】	
◆ 融資制度一覧	・・・ 12
◆ 無利子・無担保融資	
-生活衛生新型コロナウイルス特別貸付	・・・ 13
-特別利子補給制度	・・・ 14
◆ 衛生環境激変対策特別貸付	・・・ 15
◆ 生活衛生改善貸付の金利引下げ	・・・ 16
【その他】	
◆ 金融機関等への配慮要請	・・・ 17
第2章 設備投資・販路開拓支援	
【生産性革命推進事業】	・・・ 18
◆ ものづくり・商業・サービス補助	・・・ 19
◆ 持続化補助	・・・ 20
◆ IT導入補助	・・・ 21
第3章 経営環境の整備	
【下請取引】	
◆ 下請取引配慮要請	・・・ 22

◆ 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請	・・・ 23
◆ 官公需における配慮要請	・・・ 24
◆ 下請Gメンによる実態把握	・・・ 25
【雇用関連】	
◆ 雇用調整助成金の特例措置	26、27
◆ 小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者向け）	・・・ 28
◆ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	・・・ 29
◆ 個人向け緊急小口資金等の特例	・・・ 30
◆ 休業や労働時間変更への対応	・・・ 31
◆ 都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮	・・・ 32
【厚生年金】	
◆ 厚生年金保険料等の猶予制度	・・・ 33
【税の申告・納付】	
◆ 税務申告・納付期限の延長	・・・ 34
◆ 国税の納付の猶予制度	・・・ 35
【テレワーク】	
◆ テレワークに関する情報提供	・・・ 36
◆ テレワーク導入支援策	・・・ 37
【海外関連】	
◆ 現地進出企業・現地情報及びジェトロ相談窓口	・・・ 38
◆ 輸出入手続きの緩和等について	・・・ 39
リンク集	・・・ 40
◆ 各自治体の支援策	
◆ 農林漁業者向け資金繰り支援	

新着情報

3月19日 10:30時点

第1章 資金繰り支援

全体構成を、信用保証・融資/一般・融資/生活衛生関係・その他に変更

【融資/一般】

- ◆ 3月17日より「新型コロナウイルス感染症特別貸付（7ページ）」及び「マル経融資の金利引き下げ（10ページ）」の制度適用を開始
- ◆ 危機対応融資の詳細（商工中金による危機対応融資）を追加（8ページ）

【融資/生活衛生関係】

- ◆ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付を追加（13ページ）
- ◆ 生活衛生改善貸付の金利引下げを追加（16ページ）

【その他】

- ◆ 大臣より政府系金融機関等に対し、直接配慮を要請（17ページ）

第3章 経営環境の整備

【下請取引】

- ◆ 各府省等の官公需相談窓口を追加（24ページ）

【雇用関連】

- ◆ 3月10日より、雇用調整助成金の特例措置の要件をさらに緩和（26、27ページ）
- ◆ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け）を追加（29ページ）
- ◆ 個人向け緊急小口資金等の特例を追加（30ページ）
- ◆ 休業や労働時間変更への対応を追加（31ページ）
- ◆ 都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮を追加（32ページ）

【税の申告・納付】

- ◆ 税務申告・納付期限の延長を追加（34ページ）
- ◆ 国税の納付の猶予制度を追加（35ページ）

リンク集

パンフレット末尾に「リンク集」を追加し、外部サイトをご紹介（40ページ）

- ◆ 都道府県・市町村など各自治体の支援策を知りたい方向け
- ◆ 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい方向け

経営相談窓口の開設

1月29日（水）より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。

上記はあくまで一例です。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

➡ 平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日・祝日のご相談

※土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html>



資金繰り 支援内容一覧

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

信用保証

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。
※保証対象業種に限る。

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

4号：100%保証 (全都道府県)
5号：80%保証 (指定業種)
別枠 (2.8億円) は共有

危機関連保証：100%保証 (全国・全業種)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資

金利▲0.9引下げ

金利引下げなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付

危機対応融資

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし



特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし

小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

また、小規模事業者※であれば、**マル経融資**

を活用し、別枠で最大1,000万円まで、金利を▲0.9%引き下げることが可能。

※商工会・商工会議所の経営指導を受けることが条件

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等については認定基準の運用を緩和

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN 5号：3月6日に緊急的に40業種を追加指定したのに続き、3月13日にも316業種を追加指定。これにより、508業種が対象となります。なお、指定業種は経済産業省・中企庁HPより、ご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



▶ 土日・祝日の連絡先については、3ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※保証対象業種に限る。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）



危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：
100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会
経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」
または右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日の連絡先については、3ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

無利子・無担保融資

※新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。3月17日より制度適用開始。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来した、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%
（利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円）

※国民事業における利下げ限度額は、「マル経融資の金利引下げ」、「生活衛生
新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」
との合計で3,000万円となります

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

➡ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

商工中金による危機対応融資

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

4月中旬より制度適用開始。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内

【融資限度額】3億円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

1.11%→0.21%（利下げ限度額：1億円）

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

【お問合せ先】

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

※平日・休日9時00分～17時00分

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」若しくは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」若しくは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：（日本公庫）中小事業1億円、国民事業3,000万円
（商工中金）危機対応融資1億円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

マル経融資の金利引下げ (新型コロナウイルス対策マル経)

マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。3月17日より制度適用開始。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年3月2日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で3,000万円となります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



→ 土日・祝日の連絡先については、3ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%
※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】



平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785



土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）

：0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795